

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画主体	群馬県 千代田町

千代田町鳥獣被害防止計画



<連絡先>

担当部署名 経済課農政係
所在地 群馬県邑楽郡千代田町赤岩 1 8 9 5 - 1
電話番号 0 2 7 6 - 8 6 - 2 1 1 1
F A X 番号 0 2 7 6 - 8 6 - 4 3 6 1
メールアドレス nousei@town.gunma-chiyoda.lg.jp

目次

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域・・・P.1
2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針・・・P.1～P.3
 - (1) 被害の現状（平成28年度）
 - (2) 被害の傾向
 - (3) 被害の軽減目標
 - (4) 従来講じてきた被害防止対策
 - (5) 今後の取組方針
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項・・・P.3～P.4
 - (1) 対象鳥獣の捕獲体制
 - (2) その他捕獲に関する取組
 - (3) 対象鳥獣の捕獲計画
 - (4) 許可権限委譲事項
4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項・・・P.4
 - (1) 侵入防止柵の整備計画
 - (2) その他被害防止に関する取組
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項・・・P.5
 - (1) 関係機関の役割
 - (2) 緊急時の連絡体制
6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項・・・P.5
7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項・・・P.5
8. 被害防止施策の実施体制に関する事項・・・P.6
 - (1) 協議会に関する事項
 - (2) 関係機関に関する事項
 - (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項
 - (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項
9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項・・・P.6

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハクビシン、アライグマ、カラス、カモ類、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	千代田町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ハクビシン	被害程度が少ないため不明	被害程度が少ないため不明
アライグマ	被害程度が少ないため不明	被害程度が少ないため不明
カラス	被害程度が少ないため不明	被害程度が少ないため不明
カモ類	被害程度が少ないため不明	被害程度が少ないため不明
イノシシ	農作物被害なし	農作物被害なし
ニホンザル	農作物被害なし	農作物被害なし
ニホンジカ	農作物被害なし	農作物被害なし

(2) 被害の傾向

ハクビシン	町内全域に生息しており、農作物への被害は確認されていないが、住宅地に出没しており、糞害等が報告されている。今後は、農作物への被害が懸念される。
アライグマ	町内全域に生息しており、農作物への被害は確認されていないが、住宅地に出没しており、糞害等が報告されている。今後は、農作物への被害が懸念される。
カラス	町内全域に生息しており、農作物への被害は確認されていないが、住宅地に出没しており、糞害等が報告されている。今後は、農作物への被害が懸念される。
カモ類	町内全域に生息しており、農作物への被害は確認されていないが、住宅地に出没しており、糞害等が報告されている。今後は、農作物への被害が懸念される。
イノシシ	町内に生息はしていないが、隣接市町から侵入された場合、農作物への被害が懸念される。

ニホンザル	町内に生息はしていないが、隣接市町から侵入された場合、農作物への被害が懸念される。
ニホンジカ	町内に生息している恐れがあるものの、農作物への被害は確認されていない。しかし今後は、農作物への被害も懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）	目標値（平成32年度）
ハクビシン アライグマ カラス カモ類	被害程度が少ないため不明	被害が現状以上に発生しないよう農作物の残渣の適正処理の推進に取り組む。
イノシシ ニホンザル ニホンジカ	被害の報告はなし	被害が発生しないように、農作物残渣の適正処理を推進し、町内に出没の際は、有害鳥獣捕獲隊等と連携し、有害鳥獣の捕獲を実施していく。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシン、アライグマについては、自治体で随時有害鳥獣捕獲許可をだし、箱罠による捕獲を実施している。 ・カラスについては、電柱等に作られる巣の卵や雛を、施設管理者の協力のもと必要に応じ採取を行っている。 ・カモ類については、爆竹等で追い払いを行っている。 ・イノシシ、ニホンザル、ニホンジカについては、農林水産業等に係る被害が確認されていないので、特に被害防止対策は講じていない。 	特になし

防護柵の設置等に関する取組	特になし	特になし
---------------	------	------

(5) 今後の取組方針

町単独で実施するだけでなく、隣接する市町と実施個所や捕獲時期などについて連携し、広域的な駆除に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣の捕獲については、群馬県第12次鳥獣保護管理事業計画により設置している有害鳥獣捕獲隊（東毛猟友会千代田支部）及び自治体担当者が従事する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成30年度	ハクビシン アライグマ カラス カモ類 イノシシ ニホンザル ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入して捕獲にあたる。
平成31年度	ハクビシン アライグマ カラス カモ類 イノシシ ニホンザル ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入して捕獲にあたる。
平成32年度	ハクビシン アライグマ カラス カモ類 イノシシ ニホンザル ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊と連携し、効果的な捕獲機材を導入して捕獲にあたる。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年、増加傾向にあるハクビシン・アライグマについては、農作物の被害防止として最優先に捕獲する必要がある。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カラス	20羽	20羽	20羽

捕獲等の取組内容
ハクビシン、アライグマについては、箱罠による捕獲を随時行う。 カラスについては、随時施設管理者の協力のもと必要に応じ採取する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
実施隊の設置なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
千代田町内全域	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に記載された鳥獣種

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
該当なし	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

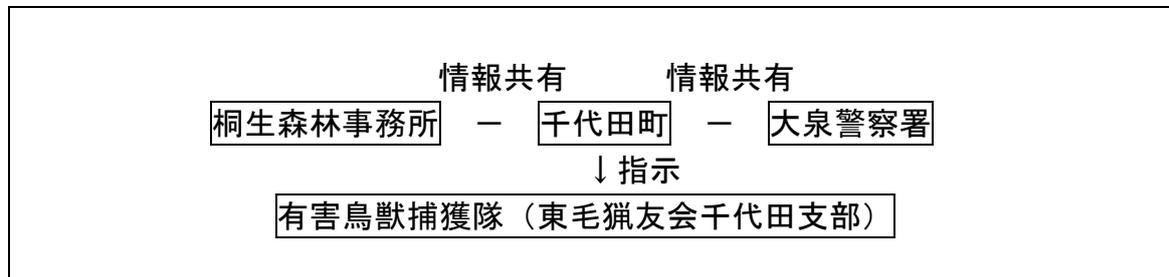
年度	対象鳥獣	取組内容
平成30年度 ～ 平成32年度	—	—

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
千代田町	有害鳥獣捕獲隊の連絡調整等
大泉警察署	住民への避難誘導、情報共有
有害鳥獣捕獲隊 (東毛猟友会千代田支部)	有害鳥獣捕獲
桐生森林事務所	技術提供と支援、情報共有

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

役場職員もしくは猟友会員で止め刺しを行い、その後焼却処理施設へ搬入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

利用に適さない鳥獣種のみしか捕獲していないので、食品等の有効利用は困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	未設置
構成機関の名称	役割

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

未設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
